資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六五、五〇〇、〇〇〇円減少して九、〇〇〇、〇〇〇円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十一月二十八日であり、株主総会の決議は、平成二十六年九月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月十四日
掲載頁　五十二頁（号外第二二七号）
平成二十六年十月二十一日
埼玉県久喜市河原井町一二番地
浦和工業株式会社
代表取締役　小山與四郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月十四日
掲載頁　六十頁（号外第二二七号）
平成二十六年十月二十一日
東京都足立区平野一丁目二番七号
株式会社マミエール
代表取締役　金子　ハル

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百五十万円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は平成二十六年十月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月二十一日
滋賀県大津市螢谷三番三一号
有限会社松乃荘
代表取締役　和田　昭彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十九億五百十三万九千六百二十二円、資本準備金の額を十二億四千五百十三万九千六百二十二円減少し、それぞれ五十億円、十二億五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十一月二十五日を予定しており、株主総会の決議は平成二十六年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年四月四日
掲載頁　三頁
平成二十六年十月二十一日
東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号
クラシエホールディングス株式会社
代表取締役　石橋　康哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百万円、資本準備金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月十日
掲載頁　九十二頁（号外第二二六号）
平成二十六年十月二十一日
三重県鈴鹿市白子駅前九番二〇号
株式会社東海
代表取締役　川野　範和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、利益準備金の額を六十七万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nikko-seni.jp/koukoku
平成二十六年十月二十一日
大阪市中央区内淡路町二丁目一番八号
日興繊維株式会社
代表取締役　五十嵐　勤

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二十一日
東京都渋谷区渋谷二丁目一七番二号
データセクション株式会社
代表取締役社長　澤　博史

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月中旬から下旬に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二十一日
岐阜県関市千疋二〇〇二番地
株式会社イマオコーポレーション
代表取締役　今尾　任城

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月二十一日
岡山市北区中山下一丁目八番四五号
株式会社ソウリョウ
代表取締役　河野　しげ

限定承認公告

本籍北海道千歳市富丘三丁目一六番、最後の住所北海道千歳市緑町二丁目一番二―一〇三号　市営住宅みどり団地
被相続人　亡　中本　俊二

右被相続人は平成二十六年四月七日死亡し、その相続人は平成二十六年七月三十一日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日
千葉県船橋市三山九―七―六
相続財産管理人　白土　礼子

限定承認公告

本籍石川県羽咋郡宝達志水町子浦レ三四番地、最後の住所金沢市泉が丘一丁目一六番二六号
被相続人　亡　筧　公二郎

右被相続人は平成二十六年五月四日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十六日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日
石川県金沢市尾張町一丁目九番一一号尾張町レジデンス六〇四号
限定承認者筧哲一
右代理人弁護士　岡田　進

限定承認公告

本籍愛知県愛西市二子町松原一七三番地、最後の住所愛知県津島市寺前町三丁目四四番地レインボー寺前二〇二号
被相続人　亡　伊藤　光則

右被相続人は平成二十六年七月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年十月六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日
愛知県津島市寺前町三丁目四四番地レインボー寺前二〇二号
限定承認者　伊藤　嘉則

限定承認公告

本籍京都市北区紫竹上緑町六〇番地、最後の住所京都市右京区西院西貝川町三〇番地一四条グランドハイツ九〇五号
被相続人　亡　藤井　保二

右被相続人は平成二十六年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年十月七日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十一日
京都市右京区西院西貝川町三〇番地一　四条グランドハイツA棟九〇五号
相続財産管理人　藤井　久子